

改正

昭和61年3月28日条例第4号

平成3年3月30日条例第3号

平成11年12月22日条例第30号

平成14年1月16日条例第1号

平成18年3月24日条例第34号

平成23年9月30日条例第12号

志木市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、志木市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内をもつて組織する。

2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、志木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

(会長等)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育政策部生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年条例第4号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年条例第3号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第30号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第1号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第34号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年条例第12号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和53年志木市条例第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略